

川崎区地域活動助成金交付要綱

令和6年4月12日

6川区企第41号

市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、「まちのひろば」の創出やその他地域活動活性化に資するイベントなど、地域主体の事業を行うために必要な経費に対して、予算の範囲内で地域活動助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月策定）に基づく、市民一人ひとりが多様なつながりをつくり誰もが認められる暮らしやすい地域社会を実現させることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、川崎区ソーシャルデザインセンター事業実施要綱に定めるSDC連携メンバーとする。

(対象事業)

第3条 助成金の対象事業は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 川崎区内において、誰もが参加しやすい場所で行うものであること。
- (2) 参加対象者に制限を設けないものであること。ただし、主なターゲット層を設定することは問題ない。
- (3) 事業の内容について、個人で取り組むものだけでなく、主催者や参加者が気軽にコミュニケーションをとることができるものを含んでいること。
- (4) 川崎区ソーシャルデザインセンター事業実施要綱に定めるSDC連携メンバーが主催・共催するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- (1) 営利のみを目的とするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの

(3) 国、地方公共団体その他公共的団体から当該事業の委託、補助その他金
銭支援を受けている、又は受ける見込みのあるもの

(4) 公序良俗に反するもの

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、イベント等の実施に伴う費用とし、
申請団体の人件費や光熱水費などの運営に伴う費用には充てられないものと
する。

(対象期間)

第5条 助成金の交付対象となる事業の実施期間は、第8条に規定する交付決
定を行ったときから、当該年度の3月31日までとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1事業あたり5万円を上限とし、1万円単位で申請で
きるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川崎区地域
活動助成金交付申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）又は同内容の
フォームにより、川崎区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 区長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該資料の
確認を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交
付を決定するものとする。

2 区長は、第1項の規定により助成金の交付を行うことを決定したときは、
速やかに申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付を行わないことを決定したとき

は、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第9条 区長は、前条第2項の通知後に、交付決定事業が第3条第1項を満たさないこと又は同条第2項に該当することとなった場合は、交付決定の取り消しを行うものとする。

2 区長は、第1項の規定により交付決定の取り消しを行うことを決定したときは、速やかに申請者へ通知するものとする。

（助成金の支払）

第10条 申請者に対する助成金の支払いについては、交付決定した額を概算払いにより一括で支払うことができるものとする。

（交付の制限等）

第11条 助成金の交付は、同一申請者につき年度内2回までとする。

（助成対象事業の広報）

第12条 助成金の交付を受けた申請者は、助成金交付対象事業の実施にあたり、より多くの方に参加してもらえるよう、適切な広報を行うこと。

（実績報告）

第13条 助成金の交付を受けた申請者は、対象期間終了後、速やかに川崎区地域活動助成金交付報告書（任意様式）と実施状況がわかる写真等を区長に提出するものとする。

（警察本部への照会）

第14条 区長は、必要に応じ、申請者が第2条第2項第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(事務委任)

第 15 条 区長は、委託等により第 7 条及び第 13 条の事務を委任することができる。

(その他)

第 16 条 その他この要綱に定めのないものについては、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年川崎市規則第 7 号）による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。